

その他（１）

教育長職務代理者の指名について

このことについて、別紙のとおり報告する。

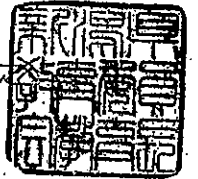
平成31年4月22日
新潟県教育委員会教育長
稲 荷 善 之

教総第 46 号

平成 31 年 4 月 1 日

新潟県教育委員会
委員 山本 和則 様

新潟県教育委員会
教育長 稲荷 善本



教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 4 月 1 日付けで、教育長の職務代理者として指名します。